

第2次奈良県廃棄物処理計画

(概要版)

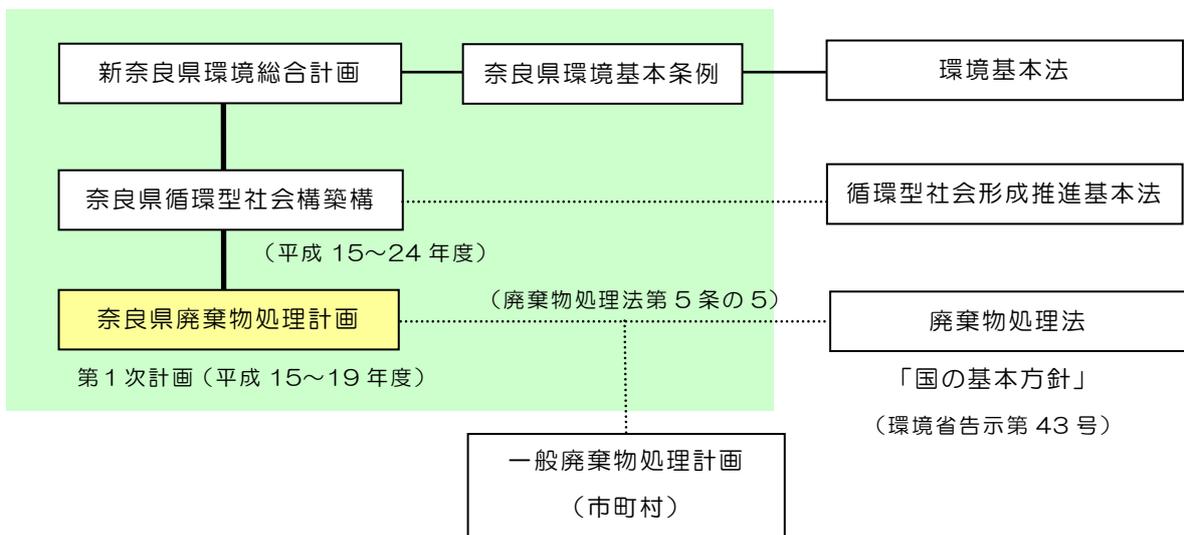
奈良県

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

本県では、循環型社会の構築に向け、廃棄物処理法第5条の5及び国の基本方針に基づき、平成15年3月に第1次の奈良県廃棄物処理計画（平成15～19年度）を策定し、それぞれが取り組むべき基本的な方向性を示し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきました。その後、社会経済情勢の変化など、廃棄物を取り巻く状況が大きく変わっていることから、廃棄物の現状を把握し、現計画の進捗状況を検証するとともに、循環型社会の構築に向けた一層の取組みを促進するという考え方のもと、廃棄物処理計画の見直しを行ないます。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5ヶ年

(4) 計画の基本目標

(基本目標) 県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ！！

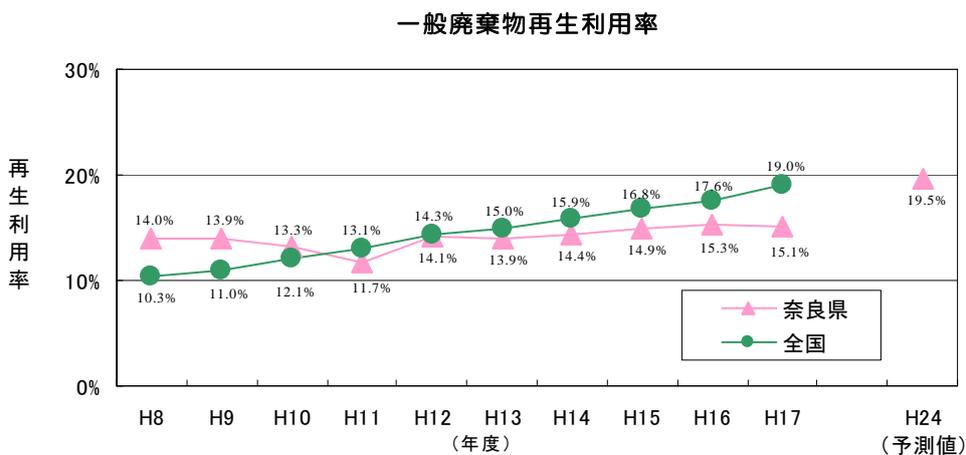
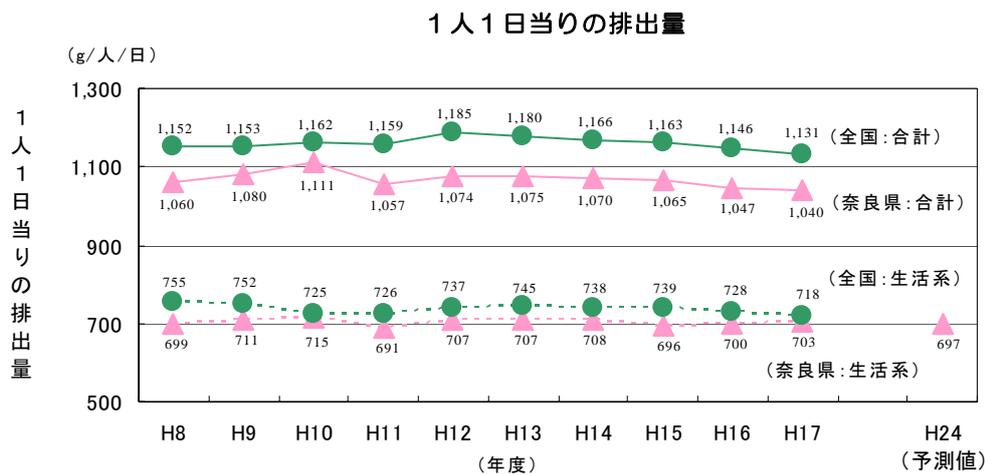
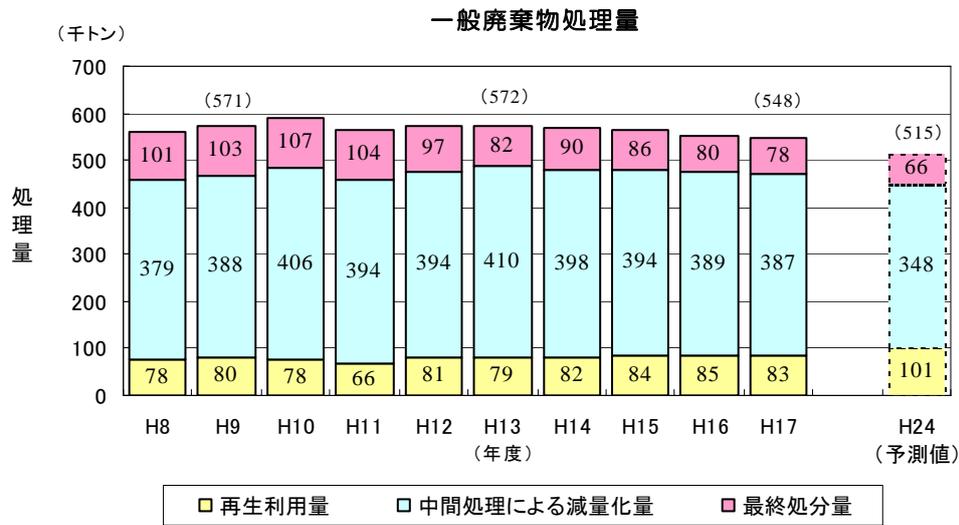
- ① 6つの「R」※の推進
- ② 都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- ③ 地場産業の振興とともに進めるゼロエミッション
- ④ 世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

本県の特性を活かした4つの視点を踏まえ、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、その上で互いに連携を図りながら、究極的に「ゴミゼロ」の奈良県をめざします。

※6つの「R」：Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）
Refuse（拒否）、Repair（修理）、Rental（レンタル）

2. 一般廃棄物の現状と課題

(1) 現状



() 内は総排出量

※総排出量＝再生利用量＋中間処理による減量化量＋最終処分量

・再生利用量

…分別収集や集団回収により再生利用された量

・中間処理による減量化量

…焼却等により減量した量

・最終処分量

…埋立処分された量

・一般廃棄物は、家庭から出される「生活系」と事業所から出される「事業系」に大別されます。

・1人1日当たりの排出量＝総排出量/総人口

・再生利用率＝再生利用量/総排出量

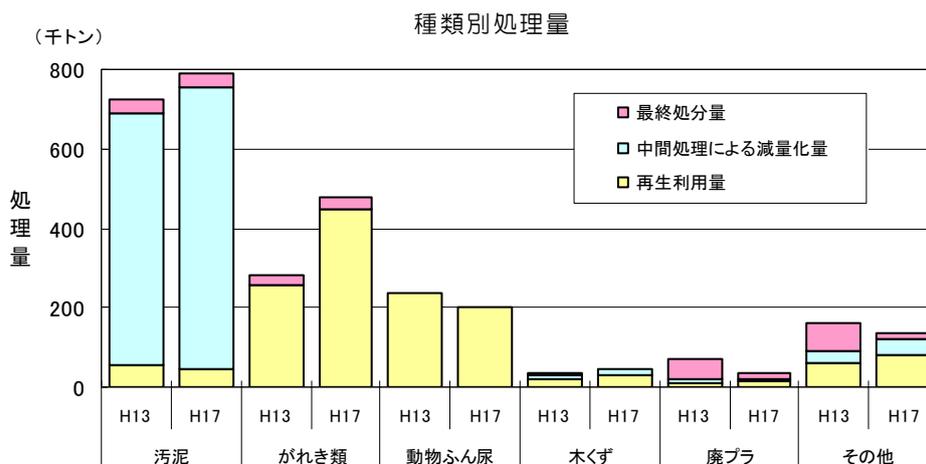
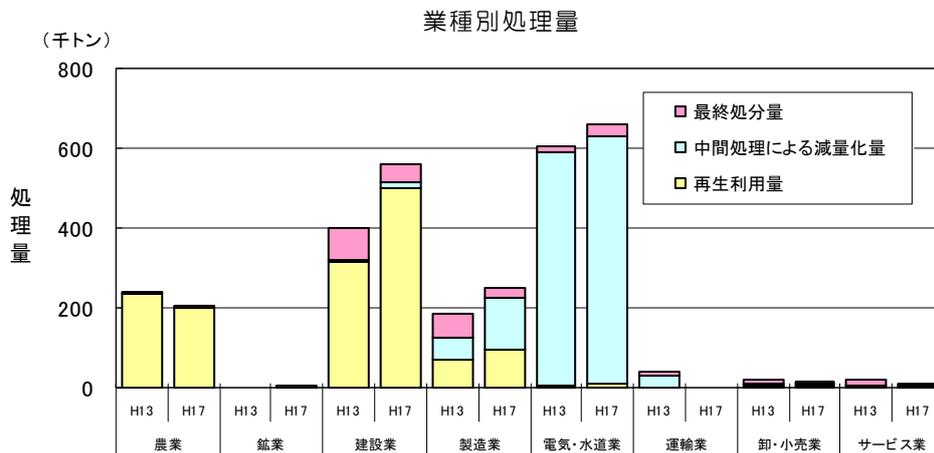
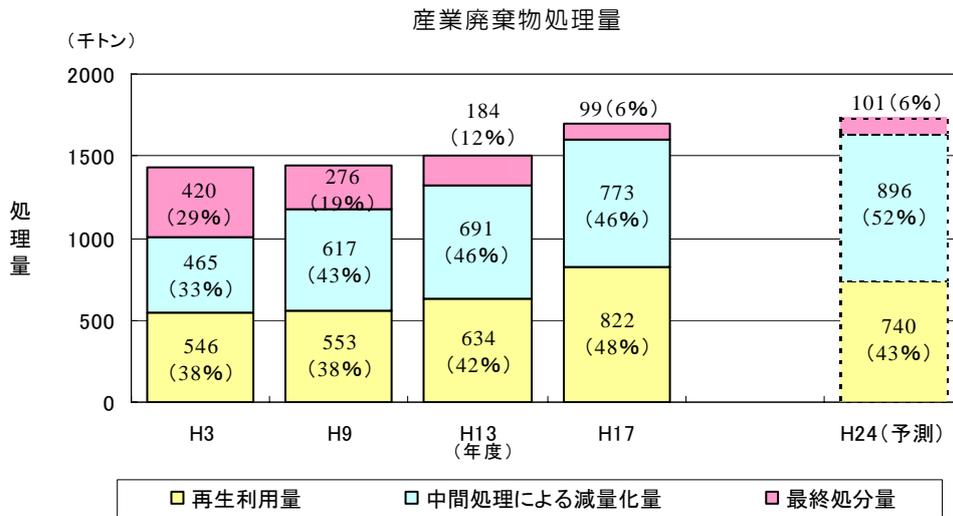
(2) 課題

総排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量及び再生利用率は、ほぼ横ばい傾向にあります。

⇒ 発生・排出抑制や再生利用を高めることが必要です。

3. 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現状



産業廃棄物…

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類※をいい、それ以外のものが一般廃棄物とされています。

- ※①燃え殻②汚泥③廃油
④廃酸⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック
⑦紙くず⑧木くず
⑨繊維くず
⑩動植物性残さ
⑪動物性不要固形物
⑫ゴムくず⑬金属くず
⑭ガラス・陶磁器くず
⑮鉱さい⑯がれき
⑰家畜ふん尿
⑱家畜死体⑲ダスト類
⑳①～⑱を処理したもの

(2) 課題

排出量は、景気動向等により増加傾向にあります。再生利用が進み、最終処分量が減少しています。

⇒ さらに再生利用を促進し、最終処分量を削減するとともに、引き続き適正処理を推進する必要があります。

4. 目標値の設定

本計画の進捗を確認し、また効果的に進めていくために、定量的な目標値を設定しました。

(1) 一般廃棄物の目標値

本県の一般廃棄物の現状や国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」を踏まえ、また県民、事業者及び行政の各主体が、より一層排出抑制等の取組みを推進するものとして、一般廃棄物の減量化の目標値を次のとおり設定します。

	平成 9 年度 (実績値)	平成 17 年度 (実績値)	平成 24 年度	
			(予測値)	(目標値)
排出量	571 (100%)	548 (100%)	515 (100%)	477 (100%)
1人1日当りの排出量*	711g	703g	697g	650g
再生利用量 (再生利用率)	80 (13.9%)	83 (15.1%)	101 (19.6%)	119 (25%)
中間処理による減量化量 (減量化率)	388 (68.0%)	387 (70.6%)	348 (67.5%)	300 (62.9%)
最終処分量 (最終処分量)	103 (18.0%)	78 (14.2%)	66 (12.8%)	58 (12.2%)

(単位：千トン)

*1人1日当りの排出量は、生活系一般廃棄物（集団回収を除く。）。

(2) 産業廃棄物の目標値

本県の産業廃棄物の現状や国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」を踏まえ、また景気動向や下水道の普及等を総合的に勘案し、さらに事業者の主体的な取組みや減量化等の技術開発等が一層推進されるものとして、産業廃棄物の減量化の目標値を次のとおり設定します。

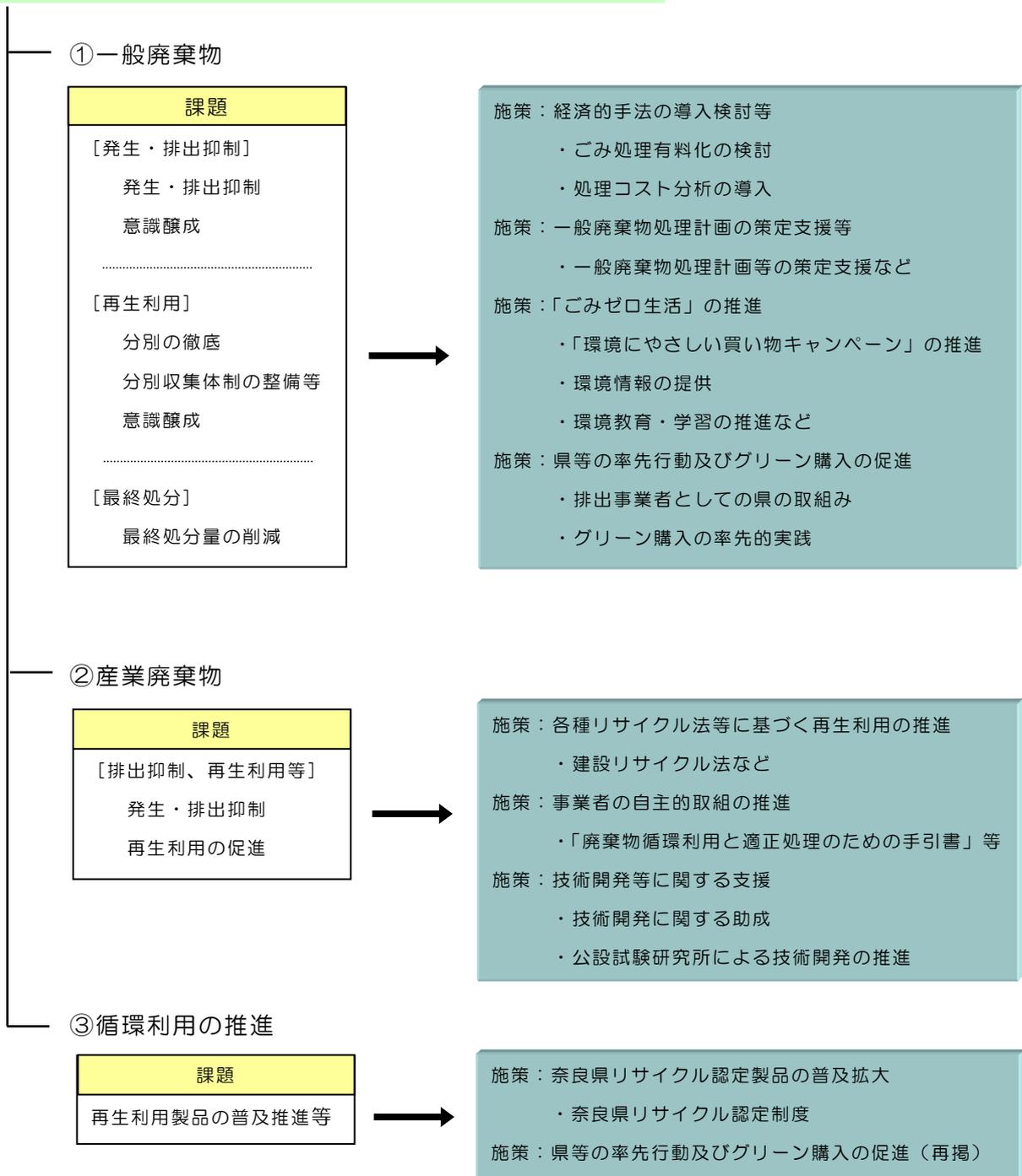
	平成 9 年度 (推計値)	平成 17 年度 (推計値)	平成 24 年度	
			(予測値)	(目標値)
排出量	1,446 (100%)	1,696 (100%)	1,739 (100%)	1,700 (100%)
再生利用量	550 (38%)	822 (48%)	740 (43%)	820 (48%)
中間処理による減量化量	617 (43%)	773 (46%)	896 (52%)	800 (47%)
最終処分量	278 (19%)	99 (6%)	101 (6%)	80 (5%)

(単位：千トン)

5. 施策の体系

①廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進、②適正で環境に安全な廃棄物処理の推進、③循環型社会の構築のためのネットワークづくり、④廃棄物処理施設の確保、の4つの基本方針の下、目標達成のための施策を展開します。

(1) 廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進



(2) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

課題
[適正処理の確保]
排出事業者責任の徹底
優良な処理事業者の育成
.....
不法投棄等対策



施策：適正処理の推進

- ・ マニフェスト制度及び委託処理の適正化指導
- ・ 研修の実施など

施策：優良処理事業者の育成

- ・ 優良処理事業者評価制度の普及・浸透
- ・ 研修の実施

施策：県民総監視ネットワークの整備

- ・ 産業廃棄物監視センターの監視・指導強化
- ・ 警察当局との連携、通報体制の整備
- ・ 環境破壊を許さない機運の醸成など

(3) 循環型社会の構築のためのネットワークづくり

課題
各主体間での連携



施策：奈良県循環型社会推進協議会の運営

施策：「ごみゼロ生活」の推進（再掲）

施策：県民総監視ネットワークの整備（再掲）

(4) 廃棄物処理施設の確保

課題
処理施設の整備
災害廃棄物の適正処理



施策：一般廃棄物処理の基盤整備の確保

- ・ 効率的な施設の整備（広域化など）

施策：一般廃棄物処理計画の策定支援等（再掲）

施策：災害廃棄物処理体制の整備

- ・ 災害廃棄物処理体制の整備

施策：産業廃棄物処理施設の確保

6. 各主体の役割

本計画における目標を達成し、循環型社会の形成を推進するためには、県民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を認識した上で、それぞれに応じた自主的な取組みを行なうとともに、互いに連携しながら協働していくことが必要です。

【県民の役割】

一人ひとりが、廃棄物や環境の問題を自分のこととして考えることが大切です。そして、小さなことから一つずつ取組を重ねることにより、ライフスタイルをこれまでの大量消費・大量廃棄型から「適量消費・最小廃棄型」へと転換し、廃棄物の排出を抑制するとともに、再資源化を進めることが重要です。

【NPOの役割】

県民等が構成する自主的な活動団体である環境NPO等が果たす役割は重要です。県民の自主的な取組を推進するだけでなく、行政や事業者等に循環型社会の形成に資する提言を行ったり、行政や事業者ではできないような取組を行うなど、県民・事業者・行政の連携・協働を進める役割を担っています。

【事業者の役割】

事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物処理に関して最も重要な主体であることを認識し、排出者責任や拡大生産者責任について十分に理解し、モノの生産、流通、販売やサービスの提供のすべての段階において環境への負荷を低減する取組が求められます。

【処理業者の役割】

処理業者は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の処理においては排出事業者の事業者責任を補完する役割を、また、一般廃棄物の処理においては、市町村の処理を補完する役割を果たしていますが、今後はこれらの役割に加えて、廃棄物の処理技術や知識の習得に努め、廃棄物処理の専門家として県民や排出事業者を指導し、リサイクル産業の担い手になることが求められます。また、適正処理を推進し、県民や排出事業者から信頼される廃棄物の処理体制を確保することも求められます。

【市町村の役割】

市町村は、一般廃棄物の処理責任を負う者として、一般廃棄物処理計画を策定し、一般廃棄物の適正処理はもちろんのこと、発生抑制・減量化・再生利用の計画的・総合的な推進に努めることが求められます。また、住民や事業者への適切な普及啓発や指導も求められます。

【県の役割】

県は、県民の健康で安全な生活環境を形成・維持し、また、県内産業の健全な発展を図る役割を担っています。このため、関係機関と連携し、県内の廃棄物の処理状況を適切に把握し、本計画の推進を図ることが求められます。また、自らも廃棄物を排出する事業者として他の事業者にも率先した取組が求められます。さらに県民や事業者の取組を推進するためのコーディネーターとしての役割も求められています。

【連絡先】

奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

E-mail：haiki@office.pref.nara.lg.jp